

総会

配布：一般

2014年10月3日

原文：英語

人権理事会

第27会期

議事日程議題3

発展の権利を含む、全ての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の促進および保護

人権理事会により採択された決議

27/30

全ての人権、とりわけ経済的、社会的および文化的権利の完全な享受に関する国家の
対外債務並びに他の関連する国際的な金融義務の影響：ハゲタカ・ファンドの活動

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則、ウィーン宣言および行動計画並びに発展の権利に関する国際
連合宣言に基づき、

一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進し、またすべての人民の経済的お
よび社会的発達を促進するために国際機構を用いるという国連憲章の前文で表明された決意を想
起し、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関
する国際規約並びに他の関連する国際人権文書もまた想起し、

2014年9月9日に採択された「国家債務再編プロセスのための多数国間法的枠組の設立に向
けて」と表題のついた総会決議 68/304 をさらに想起し、

構造的な調整および経済改革政策並びに全ての人権、とりわけ経済的、社会的および文化的権利の完全な享受に関する対外債務の影響に関して人権委員会および人権理事会により採択された全ての決議と決定、最も新しいものは2014年4月15日の理事会決議25/16を再確認し、

対外債務および全ての人権、とりわけ経済的、社会的および文化的権利の完全な享受に関する国家の他の関連する国際的な金融義務の影響に関する独立専門家の活動を歓迎しまたその貢献、その中で彼は国際的な債務救済努力および発展の権利を含む、人権の実現に向けて必要な条件を創設するために債務救済から利益を得てきた借金のある貧困国の能力についてのハゲタカ・ファンドの活動の悪影響に世界的な注意を引くことを目指した、ハゲタカ・ファンドにテーマの焦点を絞った彼の報告書¹のとりわけ結論および勧告を称賛し、

発展途上国の債務再編努力をまひさせるハゲタカ・ファンドを許さないことの重要性をくり返し表明している、2014年6月14日と15日にボリビア多民族国の、サンタ・クルス・デ・ラ・シエラで開催された「より良く生きるための新たな世界秩序に向けて」と表題のついたサミットの機会に77か国グループの国家元首および政府の長並びに中国が出した宣言において表明された懸念²、およびこれらのファンドは、国際法の下の国民を守る国家の権利に取って代わるべきではないことに留意し、

他国から発する何らかの措置により駄目にされるかまたは妨害されるべきではない、国家債務を再編する国家の主権的権利を認識し、

債務負担が極端な貧困や飢餓の原因となりまた持続可能な人間開発、ミレニアム開発目標の実現および発展の権利に対する障害であり、そしてそれ故全ての人権の実現に対する重大な障害であることを確認し、

全ての政府、関連する国際連合機関、基金および計画並びに民間部門に対し、政策および計画を立案する場合、2012年7月10日の人権理事会決議20/10で了とされた、対外債務および人権に

¹ A/HRC/14/21

² A/68/948、添付文書を参照のこと。

関する指導原則³、とりわけその第6、8、20項の検討を考慮することを奨励し、

国際的な金融制度が、秩序あるまた予想可能な国家債務の再編のための適正な法的枠組を有しておらず、そのことが従わないことの経済的および社会的経費をさらに増加させていることに留意し、

非常に割り引いた値段で返済不履行の国家債務を取得しそしてそれから訴訟、資産の差し押さえまたは政治的圧力を通して債務の完全な価値の払い戻しを求めるハゲタカ・ファンドの機会を創り出した、国際的な債務救済の仕組みの自発的な性質について懸念を表明し

訴訟および他の手段を通して、ハゲタカ・ファンドが債務帳消しで蓄えた金融資源を転用させまたこれらの諸国に対する債務救済の影響を小さくさせそして債務救済からの潜在的な利益を弱める義務を負債のある諸国に負わせそれによって国民の人権の完全な享受を保障する政府の能力を損なっているという事実を考慮し、

諮問委員会の第13会期の行動13/7において提案され⁴そして人権理事会の審議のために同理事会に提出されたハゲタカ・ファンドの活動および人権に関する調査提案を歓迎し、

1. 略奪的条件の下での、ハゲタカ・ファンドに対する債務払い戻しが、政府の人権義務、とりわけ経済的、社会的および文化的権利並びに発展の権利を遂行する政府の能力に対する直接の悪影響についてハゲタカ・ファンドの活動を非難する。

2. ハゲタカ・ファンドの活動は、世界的な金融システムにおける問題の幾つかを目立たせそして債務国における人権の享受に直接に影響する、現在のシステムの不公正な性質を表示していることをこの文脈において再確認し、国家に対し、自らの管轄権の範囲内で略奪的なハゲタカ・ファンドの活動を縮小するための法的枠組を履行することを検討することを求める。

3. 全ての国家に対し、総会決議38/304において言及されたように、国家債務再編プロセス

³ A/HRC/20/23、添付文書。

⁴ A/HRC/AC/13/2を参照のこと。

のための多数国間法的枠組を設立することを目的としている交渉に参加することを奨励し、また交渉に参加している国家に対し、そのような多数国間法的枠組が、既存の国際的な人権義務および基準と一致することを確保することを招請する。

4. 諮問委員会に対し、ハゲタカ・ファンドの活動および人権についての影響に関する調査に基づく報告書を準備すること、および審議のために人権理事会の第 31 会期に同理事会にその調査の進捗報告書を提示することを要請する。

5. 諮問委員会に対し、加盟国、国際連合機関、関連する国際的および地域的機構、国際連合人権高等弁務官事務所並びに対外債務および全ての人権、とりわけ経済的、社会的および文化的権利の完全な享受に関する国家の他の関連する国際的な金融義務の影響に関する独立専門家を含む、関連する特別手続、並びに上述した調査に基づく報告書に参加している、国内人権機関および非政府組織の見解および情報を求めることをまた要請する。

第 41 回会合

2014 年 9 月 26 日

[33 対 5、棄権 9 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルジェリア、アルゼンチン、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、モルディブ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ペルー、フィリピン、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

反対：

チェコ共和国、ドイツ、日本、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

棄権：

オーストリア、エストニア、フランス、アイルランド、イタリア、モンテネグロ、大韓民国、ルーマニア、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国]